

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和6年11月28日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400358号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2400069号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年10月1日から昭和59年2月1日まで

A社で働いていた期間のうち、請求期間が未加入記録となっている。請求期間当時、両親を健康保険の扶養に入れていたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社は、昭和60年1月5日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び役員は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、複数の同僚に請求者の請求期間における勤務状況について照会を行ったところ、同僚の一人は、月日は不明だが請求者がA社に昭和57年に再雇用された旨回答しているものの、他の同僚については、請求者が同社に勤務していたことは記憶しているが、請求期間において勤務していたかについては不明の旨回答及び陳述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求期間を含む昭和57年3月20日から昭和59年2月1日までに払い出された整理番号に欠番はなく、請求者の昭和59年2月1日付の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届は同年2月15日に社会保険事務所(当時)に届出されており、当該取得年月日はオンライン記録とも一致していることから、遡って記録が訂正された等の不自然な処理は見受けられない。

なお、請求期間当時、請求者の父親が通院していたとする病院の担当者は、保存年限経過により当時のカルテ及び健康保険証の情報等のデータは残っていない旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

ことを認めることはできない。